

## リアルタイムデータ集計サービス「@once」 利用規約

(目的)

**第1条** 本規約は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)がASPサービス「@once」(以下「本サービス」といいます)を利用者〔予め本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます)を当社と締結した契約者(以下「契約者」といいます)、本サービスを利用したメッセージの送信者・受信者を含み 以下「利用者」といいます〕に提供するにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

(本サービスの内容及び権利帰属)

### **第2条**

1. 本サービスは、ドコモの所有する設備を利用して、予め契約者が本サービス上のデータベースに本サービスのメッセージ受信者として登録した携帯電話やパソコンのメールアドレス向けに、インターネットを経由して、一斉にメッセージを送信するほか、インターネットを利用して収集したデータを集計、分析することができる機能等を提供するASPサービスです。なお、本サービスの概要は次のとおりとし、本サービスの詳細はドコモが示す操作マニュアル等のツール類(以下、総称して「マニュアル類」といいます)のとおりとします。

(1) 契約単位

契約単位は、ドコモが第4条第2項に基づき払い出す1つのお客様番号につき1の利用契約とします。

(2) サービスの種類と主な提供機能

別表1、別表2のとおり

2. 本サービスの提供環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、マニュアル類、本サービスの手続き、商標、商号等に関する著作権、工業所有権、知的所有権その他一切の有体・無体の財産権はドコモ、又はドコモに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、利用者に譲渡しまたは本規約若しくはマニュアル類に定める以上に使用許諾するものではありません。

(利用申込)

**第3条** 利用契約の締結を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約その他の規約・規則の内容を承諾したうえで、希望する本サービスの利用開始日その他必要事項を記載したドコモ所定のサービス契約申込書をドコモに提出し、利用申込をするものとします。

(申込みの承諾)

## 第4条

1. ドコモは、前条に基づく本サービスの利用の申込があったときは、必要な審査・手続きを経たうえで、承諾するものとします。当該承諾の時点で、申込者とドコモとの間に本規約に定める条件をその契約内容とする利用契約が成立するものとします。
2. ドコモは、前項に基づく申込者からの申込みを承諾した場合は、「お客様番号」及び本サービスの利用開始日を通知するとともに、本サービスの利用に必要な環境設定等の事項及びマニュアル類等を契約者に配布します。
3. ドコモは、前二項の規定にかかわらず、申込者又は利用者が本規約に違反するおそれがあると判断する場合その他申込者との間で利用契約を締結することが適当でないと判断する場合には利用申込を承諾しないことができるものとします。
4. 契約者は、別表4に定める範囲でドコモから提供を受ける個別サービスを変更することができます。この場合、前条及び前三項の定めを準用します。なお、提供を受ける個別サービスを変更した場合、「お客様番号」が変更されることがあります。

(利用者の遵守事項)

## 第5条

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」といいます）を行ってはならないものとします。ドコモは、利用者が当該禁止事項を行ったことを発見した場合には、何ら通知、勧告することなく、直ちに本サービスの利用を停止することができるものとします。利用者が禁止事項を行ったことによりドコモが損害を被ったときは、契約者にその賠償を求めることができるものとします。
  - (1) ドコモ、又は第三者の知的財産権（著作権、商標権等）その他権利を侵害する行為。
  - (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権等を侵害する行為。
  - (3) 第三者を差別又は誹謗中傷する行為。
  - (4) ドコモ、又は第三者の信用又は名誉を毀損する行為。
  - (5) 詐欺、その他の犯罪行為。
  - (6) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待にあたる画像又は文書の送信又は掲載。
  - (7) 無限連鎖講（ねずみ講）の開設又は勧誘。
  - (8) 本サービスに利用しうる情報の改竄又は消去。
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
  - (10) 受信者の事前の承諾を得ない別表2に定める「会員登録機能」を用いた会員登録（受信者が会員登録解除の要請をしたにもかかわらず、解除しない場合も含む）。

- (11) ウィルス・プログラム、その他の有害プログラム等の送信又は掲載。
  - (12) 受信者に無断で嫌がらせメール、迷惑メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に定める特定電子メール、「特定商取引法」に定める通信販売に関する広告を含む）を送信する行為。
  - (13) ドコモ又は第三者の機器、設備等（受信者の携帯電話若しくはパソコンをも含む）又は本サービス用設備の利用または運営に支障を及ぼす行為。
  - (14) 法令若しくは公序良俗に違反し、また第三者に不利益を与える行為。
  - (15) 第三者の行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、当該第三者のホームページ等にリンクをはる行為。
  - (16) ドコモのサービスの運営、維持を妨げ又はサービスの提供に支障を及ぼす行為。
  - (17) 第 6 条第 1 項に定める利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わない行為。
  - (18) 本規約の規定に反する行為。
  - (19) その他、上記の行為に準ずる行為。
2. 利用者の禁止行為によって生じた紛争については、すべて契約者の責任と負担により解決するものとし、ドコモは一切責任を負わないものとします。
  3. 利用者は、本規約のほか、ドコモが必要に応じて定める規約・規則若しくはマニュアル類に従って本サービスを利用するものとします。
  4. ドコモは、契約者の承諾なく、本サービスの提供に必要な範囲で本規約を変更することができるものとします。この場合の第 6 条第 1 項に定める利用料金その他の提供条件は、変更後のものによります。なお、本規約を変更する場合、契約者への通知又はホームページ等への掲示により、契約者に変更内容を周知するものとします。

（利用料金等）

## 第6条

1. 本サービスの初期基本料、契約利用料その他本サービスの利用に係る料金（以下併せて「利用料金」といいます）及び利用料金の算定方法、請求等は別表 3 のとおりとします。
2. ドコモは、契約者に対し、別表 3 に定めるところに従い利用料金（税抜）に消費税相当額が加算された額を請求額とする請求書を契約者がドコモに届け出た住所に送付し、契約者は請求書記載の支払期限までにドコモが定める方法により支払うものとします。なお、手数料が発生する場合は契約者の負担とします。ただし、契約者が公共機関（学校教育機関含む）の場合は支払い方法について別途協議の上、決定できるものとします。
3. 契約者は第 14 条（本サービスの利用停止）又は第 15 条（本サービスの提供中断等）の規定により本サービスの利用が停止又はその提供が中断された場合、また契約期

間中に解約申込書により解約申込みを行い、又は第 13 条（ドコモが行う契約の解除）の定めによりドコモから契約を解除された場合であっても本サービスの提供があったものとして、第 15 条（本サービスの提供中断等）第 5 項に定める場合を除き、利用料金の支払を要するものとし、前払い頂いた料金（年契約利用料、オプション利用料等）の返還は行わないものとします。

4. 利用料金は、第 15 条（本サービスの提供中断等）第 5 項に定める利用料金の返還等を除き、日割精算等は行わないものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてドコモが指定する方法により支払うものとします。なお、延滞利息の算出結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

（利用者側設備の費用等）

**第7条** 利用者は、本サービスを利用するのに適した設備（携帯電話、パソコン等の機器及び回線契約をいいます）の環境を常に利用者の責任において用意又は購入するものとし、ドコモが本サービスに関する設備の変更、移転等を行うことに伴い、利用者の設備及び設定等の変更の必要が生じた場合、そのために必要となる利用者設定変更工事料等の費用を利用者が負担することを承諾するものとします。

（会員情報等）

#### 第8条

1. 利用者は、本規約及びマニュアル類に従って会員登録、変更、削除等の別表 2 に定める「会員登録機能」を用いた会員情報の管理を自らの責任と費用において実施するものとします。
2. ドコモは理由の如何にかかわらず、会員情報その他本サービスの利用上利用者が登録等した情報の消失については一切の責任を負わないものとし、利用者は、これら情報の消失に備えたバックアップ等の必要な措置を自らの責任と費用において実施するものとします。

（サポート）

#### 第9条

1. ドコモは、ドコモが指定するお客様窓口において契約者からの本サービスに関する問合せを受付けます。
2. 前項に定める本サービスに関する問い合わせ受付は土、日、祝日、年末年始（12月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除く平日の午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分ま

でとします。ただし、緊急を要する問い合わせについては時間外対応を行うものとします。

(権利の譲渡)

**第10条** 契約者は本サービスの提供を受ける権利を譲渡する事はできません。

(本サービスの契約期間)

**第11条**

1. 本サービス (i カウンターは除く) の契約期間は、月契約については別表 3 に定める課金開始日から 1 か月、年契約については当該課金開始日から 1 年の期間満了をもって、それぞれ終了するものとします。ただし、第 12 条 (契約者が行う本サービスの解約) 所定の解約手続きを行った場合を除き、当該契約期間満了の翌日から、月契約の場合は 1 か月間、年契約の場合は 1 年間、それぞれ同内容で自動更新されるものとし、以降も同様とします。
2. i カウンターに関する利用契約は、それぞれ以下の期間の満了をもって自動的に終了します。なお、期間満了後も継続利用される場合は、7 営業日前までにドコモ所定の書面をドコモ所定の受付窓口に提出することにより、利用契約を継続することができます。この場合における更新後の契約期間は、期間満了の翌日を利用開始日として、それぞれ以下のとおりとします。
  - (1) 週契約 (7 日間) の場合：利用開始日から起算して 7 日
  - (2) 週契約 (14 日間) の場合：利用開始日から起算して 14 日
  - (3) 週契約 (21 日間) の場合：利用開始日から起算して 21 日
  - (4) 月契約 (30 日間) の場合：利用開始日から起算して 30 日
  - (5) 月 (60 日間) 契約の場合：利用開始日から起算して 60 日
  - (6) 月契約 (90 日間) の場合：利用開始日から起算して 90 日

(契約者が行う本サービスの解約)

**第12条**

1. 契約者は、ドコモに対して本サービスの全部又は一部を解約するときは、解約希望日の 7 営業日前までに、ドコモ所定の書面をドコモ所定の受付窓口に提出することにより、本サービスを解約することができるものとします。
2. 新規若しくは変更申込時に解約日を記載している場合、解約時の所定の書面の提出を省くことができるものとします。

(ドコモが行う契約の解除)

**第13条**

1. ドコモは、契約者が第 14 条（本サービスの利用停止）第 1 項各号の規定により本サービスの利用を停止された後、なおその事実を解消しないときは本サービスに係る契約を解除することがあります。
2. ドコモは、前項の規定に基づき利用契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。
3. 契約者が第 14 条（本サービスの利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がドコモの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 1 項及び第 14 条（本サービスの利用停止）の規定にかかわらず本サービスの利用停止をしないで利用契約を解除することがあります。
4. 前三項の規定にかかわらず、契約者が次の各号に該当するときは何らの通知をすることなく、ドコモは利用契約を解除できるものとし、契約者は期限の利益を喪失し、本サービスの利用料金等の一切の債務を直ちにドコモに支払うものとし、
  - (1) 自らにつき支払の停止があったとき、又は支払不能の状態に陥ったとき。
  - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき。
  - (4) 第 24 条（反社会的勢力の排除）の定めに違反したとき。

（本サービスの利用停止）

#### 第14条

1. ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、所定の手続きに従い本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。
  - (1) 本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、ドコモがその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下本条において同じとします。）。
  - (2) 本サービスに関する利用の申込みにあたって、ドコモ所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) 第 16 条（契約者の氏名等の変更に関する届出）の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
  - (4) 第 5 条（利用者の遵守事項）に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
  - (5) 契約者がドコモと契約を締結している又は締結していた他のサービスに関する料金その他の債務（ドコモがその債権を第三者に譲渡した後の、契約者の当該第三者に対する債務を含む）について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。

- (6) 契約者がドコモと契約している他のサービスの利用を停止され、又はそのサービス契約の解除を受けたとき。
  - (7) ドコモの業務遂行上支障があるとドコモが認めたとき。
  - (8) その他本規約に違反したとき。
2. ドコモは、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
  3. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、ドコモが同項の措置をとること又は第 13 条（ドコモが行う契約の解除）に基づき利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。
  4. ドコモは、第 1 項に基づき本サービスが利用停止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

（本サービスの提供中断等）

#### 第15条

1. ドコモは、次の各号に該当する場合には、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - (2) 本サービスの提供に用いるシステムを停止したうえでの保守を行う必要が生じたとき。
  - (3) その他、運用上あるいは技術上、本サービスの提供を中断しなければならないやむを得ない事由があるとき。
2. 前項に定めるほか、ドコモは、本サービスの運用上必要な範囲で利用者による本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. ドコモは、本サービスの全部若しくは一部の提供中断、又は前項に定める利用の制限等を計画しているときは、その旨をドコモが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. ドコモは、第 1 項又は前項に基づき本サービスの提供が中断されたこと又は本サービスの利用が制限等されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. ドコモの責めに帰すべき理由により、本サービスが全く利用できない状態となったときは、その状態をドコモが認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、ドコモは契約者に対して、対象となる個別サービスに係る 1 か月分の月契約利用料（ただし、i カウンターについては、契約者の利用期間にかかわらず、30 日間を利用期間とする月額利用料とします）を限度として、24 時間毎に当該月契約利用料の 30 分の 1 に相当する金額を返還又は支払うものとします。

(契約者の氏名等の変更に関する届出)

#### 第16条

1. 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにドコモに届け出ていただきます。また、その変更があったにもかかわらず、ドコモに届出がないときは、第5条(利用者の遵守事項)第4項、第13条(ドコモが行う契約の解除)及び第14条(本サービスの利用停止)に規定する通知については、ドコモが届出を受けている氏名、名称、住所等の送付先への発送をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(送信メールの取扱い)

#### 第17条

1. 利用者は、本サービスを利用して送信された電子メールのうち、受信許諾を行っていない受信者の電子メールは破棄されることがあることを承諾するものとします。
2. 前項の規定によるほか、本サービスを利用する場合において、送信した電子メールが破損又は滅失する場合があります。この場合において、ドコモは、一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスを利用して送信された電子メールであっても、受信者のメールボックスの容量不足、通信環境の悪化等によるメール不達、遅延によって生じた利用者の損害に対するドコモの責任範囲は本規約の定めによるものとします。

(パスワード等の管理)

#### 第18条

1. 利用者は、ドコモが発行するユーザ ID 及びパスワード等の各種パスワード(以下総称して「パスワード等」といいます)を適正に管理する責任を負うものとします。
2. 利用者は、正当な権限を有する従業員以外、パスワード等を利用させてはならないものとします。
3. パスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、利用者又は第三者に発生した損害について、ドコモは何ら責任を負わないものとします。

(再委託)

第19条 ドコモは、本サービス提供に関連する一切の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。



(本サービスの終了)

#### 第20条

1. ドコモは、本サービスを商業的に提供することが困難となった場合、少なくとも本サービス終了の1か月前迄に契約者に書面〔その他ドコモが適当と判断する方法〕にて通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。
2. ドコモは、前項に基づき本サービスを終了することにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

(免責)

**第21条** ドコモは、第15条（本サービスの提供中断等）第5項の規定による場合を除き、利用者が本サービスの利用又は本サービスが利用できなかったことなどにより発生するいかなる損害もその賠償責任を負わないものとします。

(秘密保持)

#### 第22条

1. 利用者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして利用者が本サービスの利用を通じてドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、データ等のドコモの技術上、営業上並びに業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を本サービスの利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者が次の事項に該当すると立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報。
  - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報。
  - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
  - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報。
  - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得した情報。
3. 利用者は、自己の役職員又はドコモの事前の書面承諾を得た第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
4. ドコモは、本サービスを提供するに際して取り扱う利用者に係る情報につき、ドコモが運用するホームページで公表する「お客様の個人情報に関するプライバシーポ

リシー」に基づき、厳正にこれらを管理するものとします。

5. 本条の規定については、利用契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとします。

(秘密情報の保管及び複製等の禁止)

#### 第23条

1. 利用者は、秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体（電磁的に記録されたものを含む）及びそれらの複製物（以下「秘密書類」といいます）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 利用者は、事前にドコモの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
3. 利用者は、利用契約が終了し又は解除されたときは、すみやかにドコモの指示に従い、秘密書類をドコモに返還し、又は破棄するものとします。

(反社会的勢力の排除)

#### 第24条

1. 契約者は、契約者が次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の

業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(紛争の解決)

**第25条** 契約者及びドコモは、本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

**第26条** 本規約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項等については、契約者とドコモは誠実に協議し、解決に努めるものとします。

別表 1 (サービスの種類)

NO.	サービス名	概要
①	選挙投票率集計サービス 「iカウンター/アイカウンター®」	選挙区における各投票所の投票者数や投票率を自動集計し、投票状況をリアルタイムに把握できるサービス。
②	アンケート集計サービス 「iアンサー/アイアンサー®」	携帯電話対応のwebアンケートが作成でき、アンケート回答を自動集計・表示できるサービス。
③	PUSH型情報配信サービス 「iトピックス/アイトピックス®」	携帯電話やパソコンなどからインターネットを介して会員登録を行え、会員情報項目を元に目的に応じて配信先を設定し、情報配信を行うことができるサービス。メール本文での文字装飾や画像添付などに対応。
④	一斉連絡サービス 「iトピックスプラス/アイトピックスプラス」	携帯電話やパソコンなどからインターネットを介して会員募集を行い、一斉メール配信を行うことができるサービス。目的に応じて利用者自身が配信用画面を設定し、保存できる。またメール受信者からの受信確認や、応答確認機能に対応。

別表 2-1 (基本機能)

機能名	概要	①	②	③	④
選挙投票率調査機能	選挙時に投票所毎、時間毎の投票者数を携帯電話等からインターネット経由でデータ送信することにより、当該選挙区における男女別投票率を毎時、リアルタイムに集計する機能。 この機能を利用して契約者により登録・集計できるのは、最大10種の選挙かつ300の投票所とする。	○	—	—	—
会員登録機能	契約者の任意で会員登録画面を新規作成、編集できる機能。契約者による会員登録および本サービスが発行する空メールアドレスや、インターネット経由で会員を募集し、登録させることができる。 この機能を利用して、登録させることができる会員数は、iトピックスの場合においては最大20,000件、iトピックスプラスの場合においては最大30,000件とする。	—	—	○	○
一斉メール配信機能	契約者の任意で会員情報項目を基に配信先を条件設定し、一斉メール配信できる機能。	—	—	○	○
アンケート機能	契約者が任意で調査項目を作成し、アンケートを実施できる機能。 調査結果はリアルタイム集計される。 この機能を利用して、集計することができる1のアンケートのべ回答者数は、iアンサーの場合においては最大20,000件とする。	—	○	—	△ ※ 1

受信確認機能	本サービスを利用して配信するメールに受信確認URLを付加できる機能。メール受信者が受信確認URLにアクセスすることで契約者は受信確認の有無を閲覧できる。	—	—	△ ※ 2	○
オリジナル画面設定機能	契約者が配信先グループや、配信条件、メール本文を予め設定・保存し、素早くメール配信操作を行うことができる機能。最大5つまで登録可能。	—	—	—	○
会員データインポート・ダウンロード機能	会員データをドコモ所定の形式で一括インポート、ダウンロードできる機能。	○	△ ※ 3	○	○
空メール受信制限機能	会員登録時に使用する空メール受信を一定の条件下で制限できる機能。 [空メール受信制限条件] ・本文が空白以外のメールを拒否する。 ・本文に URL (http://、https://) が含まれているメールを拒否する。 ・株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、イー・モバイル株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社ウィルコムが提供する携帯電話用ドメイン以外のメールを拒否する。	—	—	○	○

※1 簡易アンケート機能 ※2 オプションサービス対応 ※3 アンケート結果のダウンロードのみ対応

別表 2-2 (公共機関向け機能)

機能名	概要	①	②	③	④
セッション保持機能	ログインしたセッションを 30 分以上無操作の場合においても保持し続ける機能。	—	—	—	○ ※ 1 ※ 2

※1 本機能は中央省庁等改革基本法に定める 1 府 12 省庁及び同法別表第三に定める外局として置かれた委員会、庁及び地方支分部局、地方自治法に定める 1 都 1 道 2 府 43 県並びに市町村及び特別区に加え、これらの機関が規則によって定めた警察組織、消防機関のみ利用可能です。

※2 本機能の利用にはお申し込みが必要です。

別表 3 (利用料金表)

1. サービス利用料金（税抜）

① i カウンター

初期基本料	週契約利用料		月契約利用料	
	利用期間	金額	利用期間	金額
50,000 円	7 日間	15,000 円	30 日間	50,000 円
	14 日間	30,000 円	60 日間	100,000 円
	21 日間	45,000 円	90 日間	150,000 円

② i アンサー

初期基本料	月契約利用料	年契約利用料	基本使用容量
20,000 円	20,000 円	168,000 円	20MB/月

③ i トピックス

初期基本料	月契約利用料	年契約利用料	基本使用容量
20,000 円	8,000 円	68,000 円	10MB/月

② i アンサー+③ i トピックス

初期基本料	月契約利用料	年契約利用料	基本使用容量
20,000 円	26,000 円	219,000 円	30MB/月

④ i トピックスプラス

初期基本料	登録ユーザー数	月契約利用料	年契約利用料
20,000 円	0~1,000	24,000 円	202,000 円
	1,001~5,000	48,000 円	404,000 円
	5,001~10,000	70,000 円	588,000 円
	10,001~30,000	160,000 円	1,344,000 円

【算定方法】

・i カウンターを除く本サービスの契約利用料は、月契約の場合は本サービスの利用開始日の属する月の翌月 1 日を課金開始日とし、当該課金開始日から当月末日までの 1 か月単位、年契約の場合は 12 か月間の 1 年単位で、それぞれ算定します。

ただし、本サービスの利用申込時に、契約者が本サービスの利用開始日の属する月の 1 日を課金開始日とすることを選択した場合は、当該課金開始日から、月契約の場合は 1 か月単位、年契約の場合は 1 年単位で、それぞれ契約利用料を算定します。なお、本規約第 11 条第 1 項ただし書に基づき利用契約が更新さ

れた場合は、当該更新後の契約期間開始日から、月契約の場合は1か月単位、年契約の場合は1年単位で、それぞれ契約利用料を算定します。

- ・ i カウンターの契約利用料は、本サービスの利用開始日から、週契約（7日間）の場合は7日間、週契約（14日間）の場合は14日間、週契約（21日間）の場合は21日間、月契約（30日）の場合は30日間、月契約（60日間）の場合は60日間、月契約（90日間）の場合は90日間で、それぞれ算定します。

- ・ 契約者は、本規約第11条に定める利用契約期間の途中において利用契約が終了した場合でも、所定の契約利用料を支払うものとします。また、本サービスを利用できる状態となった日（サービス利用開始日）の属する月と同月内に利用契約が終了した場合でも、契約者は所定の契約利用料を支払うものとします。

- ・ i アンサー、i トピックス、i アンサー+i トピックスの場合において、当月の最大使用量が別表3-1「サービス利用料金」に定める各基本使用容量を超過したときは、別表3-2「オプション利用料」に定めるところに従い算定した「追加使用容量」に係るオプション利用料を加算します。

- ・ 本規約第11条第1項ただし書若しくは第2項ただし書に基づき利用契約が更新される場合、更新後の利用契約に係る初期基本料の支払は要しません。

- ・ 本規約第4条第4項に基づき提供を受ける個別サービスを変更する場合、変更後の個別サービスに係る初期基本料の支払は要しません。

- ・ 契約者が利用契約を解約後（以下、当該解約した利用契約を「旧契約」といいます）、契約者とドコモの間で新たな利用契約（以下「新契約」といいます）を締結した場合において、新契約に基づく本サービスの利用開始日が旧契約の解約日から3か月後の同日（解約日の属する月の3か月後の月に解約日と同じ日が存在しない場合は当該月の末日とします）以内であることをドコモが確認したとき（同一名義、同一の個別サービスの場合に限ります）は、新契約に基づく初期基本料は上記表中に定める初期基本料の額の半額に相当する金額とします。

- ・ i トピックスプラスの契約利用料は、月契約の場合は契約期間満了日時点における契約者の登録ユーザー数に応じて、年契約の場合は契約者が予め指定した最大登録ユーザー数（以下「指定ユーザー数」といいます）に応じて、それぞれ上記表に基づいて算定します。ただし、年契約の場合、ドコモは課金開始日の属する月以降毎月月末時点における契約者の登録ユーザー数を確認し、当該時点における登録ユーザー数が指定ユーザー数を超過しているときは、その都度、次の方法によって算出される額（以下「登録ユーザー数超過料金」といいます）を年契約利用料に加算します。なお、この場合、ドコモは、契約者が予め指定した電子メールアドレス宛に当該月末時点における登録ユーザー数を通知するものとします。

■登録ユーザー数超過料金＝（超過が確認された月末時点における登録ユーザー数に応じた月契約利用料相当額）－（指定登録ユーザー数に応じた月契約利用料相当額）

- ・ i トピックスプラスについて、本規約第11条第1項に定める年契約の利用契約期間の途中において、契約者がドコモ所定の書面により指定ユーザー数の変更の申込みを行い、これを当社が承諾した場合は、当該日の属する月（以下「指定ユーザー数変更月」といいます）からその効力が生じるものとし、この場合において指定ユーザー数変更月が課金開始日の属する月以降であるときは、次の方法によって算出される額がi トピックスプラス指定ユーザー数変更料金（以下「指定ユーザー数変更料金」といいます）とし

て加算します。なお、次の算定方法により得られる額がマイナスになった場合でも、その差額は返還しません。

■指定ユーザー数変更料金 = {(変更後の指定ユーザー数に対応した年契約利用料) / 12 - (変更前指定ユーザー数に対応した年契約利用料) / 12} × 残月数

※残月数は、指定ユーザー数変更月から契約期間終了月までの月数とします。

#### 【請求】

- ・初期基本料は初回請求時に契約利用料と合算して請求するものとします。
- ・週契約の場合、契約期間終了後速やかに請求書を発行し、契約者が届け出た請求書の送付先に送付します。
- ・月契約及び年契約の場合、課金開始日（i カウンターにあっては利用開始日とします。なお、本規約第11条第1項ただし書若しくは第2項なお書に基づき利用契約が更新された場合は、当該更新後の利用契約開始日とします）の属する暦月の翌月15日までに、利用料金に係る請求書を契約者が届け出た請求書の送付先に送付します。
- ・i トピックスプラスの登録ユーザー数超過料金に係る請求書については、登録ユーザー数の超過が確認された対象月の翌月に送付します。
- ・i トピックスプラスの指定ユーザー数変更料金に係る請求書については、指定ユーザー数変更月の翌月に送付します。

#### 2. オプション利用料(税抜)

NO.	オプション名	オプション利用料	課金単位
(1)	受信確認機能	1,000 円	月額
(2)	追加ユーザ I D	5,000 円	追加設定ごと
(3)	追加使用容量	3,000 円	10MB ごと、月額
(4)	サービス変更	10,000 円	1 変更ごと

#### 【算定方法】

##### (1) 受信確認機能

i トピックスに対応し、この機能の申込み日の属する月の翌月1日より月単位で算定するものとします。ただし、申込み日の属する月と同月内でこの機能を解約された場合は、1 か月分のオプション利用料がかかります。

##### (2) 追加ユーザ I D

ユーザ I Dを1つ追加設定ごとに算定します。

##### (3) 追加使用容量

i アンサー、i トピックスに対応します。

- ・各サービスにおける基本使用容量を月の最大使用容量が超過した場合、超過した暦月の契約利用料に追



加して算定するものとし、単位未満の端数は切り上げて算定します。年契約の場合でも暦月単位で課金するものとします。

・本オプションを契約者が事前申込みした場合は、当該契約者が契約している個別サービスの基本使用容量に、事前申込みで追加したデータ容量が当該契約者の基本使用容量となります。この場合のオプション利用料は契約者が本オプションを申込んだ日が属する暦月の翌月1日から算定するものとします。ただし、申込み日の属する月と同月内で本オプションを解約された場合は、1か月分のオプション利用料がかかります。

#### (4) サービス変更

本規約第 11 条に定める利用契約期間の途中において、利用する個別サービスを変更される場合（本規約第 11 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項なお書に基づく利用契約の更新の際に利用する個別サービスを変更される場合を含みます）に適用します。ただし、別表 4 において支払を不要とする場合はこの限りではありません。

#### 【請求】

原則、申込月又は課金開始日の属する月の翌月にオプション利用料の請求書を契約者が届け出た請求書の送付先に送付するものとし、契約利用料と合算できる場合は合算し請求するものとします。

年契約の契約者が書面にて受信確認機能及び追加使用容量のオプションを申込する場合、課金開始日から次回課金開始日までのオプション料金を一括して請求するものとします

別表 4（契約変更）

#### 【契約変更の可否】

①～④のサービス間における契約変更可否は下表のとおりとし、「○」又は「不要」の記載があるものは契約変更が可能です。なお、「不要」の記載があるものについては、サービス変更に係るオプション利用料は発生しません。

変更前	変更後	i カウンター		i アンサー		i トピックス		i トピックス プラス		i アンサー + i トピックス	
		週	月	月	年	月	年	月	年	月	年
i カウンター	週	—	不要	—	—	—	—	—	—	—	—
	月	不要	—	—	—	—	—	—	—	—	—
i アンサー	月	—	—	—	不要	○	○	○	○	○	○
	年	—	—	不要	—	○	○※	○	○※	○	○※
i トピックス	月	—	—	○	○※	—	不要	○	○	○	○

	年	—	—	○	○	不要	—	○	○※	○	○※
i トピックスプラス	月	—	—	○	○	○	○	—	不要	○	○
	年	—	—	○	○※	○	○※	不要	—	○	○※
i アンサー+i トピックス	月	—	—	○	○	○	○	○	○	—	不要
	年	—	—	○	○※	○	○※	○	○※	不要	—

**【追加契約料の請求】**

※サービス変更に伴い、次の算定方法によって算出した額が追加契約料として発生します。この場合、追加契約料はサービス変更に係るオプション利用料と合算して請求します。また、次の算定方法により得られる額がマイナスになった場合でも、その差額は返還しませんが、サービス変更に係るオプション利用料は請求します。

■サービス変更に伴う追加契約料 = {(変更後サービス年契約利用料)/12 - (変更前サービス年契約利用料)/12} × 残月数

残月数はサービス変更日の属する月の翌月から契約期間終了日の属する月までの月数とします。